所在不明株主の株式の競売又は売却及び異議申出の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十月十二日

大阪市中央区安土町三丁目五番六号
株式会社島田商会
代表取締役　嶋田　保彦

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所			株式の種類及び数	株券の番号
守岡　岩男	東京都目黒区中町一丁目一七番地九		五〇株券一枚	四四Ｅ第八号
〃	〃		五〇株券一枚	四九Ｅ第四号
〃	〃		一〇株券一枚	乙は第六九号
〃	〃		一〇株券一枚	甲ほ第二一号
〃	〃		一〇株券三枚	三六Ｃ第一一～一一号
寺田　猶三	大阪府茨木市下穂積一丁目三一八〇		五株券一枚	丙ほ第一〇四一～一〇五号
〃	〃		五株券一枚	丁第一五号
〃	〃		五株券一枚	乙に第一三号
〃	〃		一株券一枚	四四Ｊ第一一号
〃	〃		一株券三枚	丁ほ第一一一～一一三号
〃	〃		一株券一枚	戊第四一二号
〃	〃		一株券四枚	乙ほ第三六一～三九号
清水　三造	大阪府吹田市東町一三四五		一株券二枚	丁に第七六一～七七号
〃	〃		一株券一枚	戊第五九号
〃	〃		一株券一枚	乙ほ第七一二号
山口　太郎	徳島市助任西町善福寺前三七一三		一株券二枚	丁に第六六一～六七号
〃	〃		一株券一枚	乙ほ第七五号

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 22 年 10 月 12 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①ファブリックトラベルサービス株式会社　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2345号　④ファブリックトラベルサービス株式会社　大阪市浪速区恵美須東二丁目２番10号　代表取締役　三村卓也　⑤ファブリックトラベルサービス　大阪市浪速区恵美須東２－２－10スカイコート恵美須1105　⑥平成17年８月31日　⑧平成22年８月26日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市浪速区恵美須東２丁目２番10号　ファブリックトラベルサービス株式会社　代表取締役　三村卓也

Ｂ　①株式会社ＡＬＥＸ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5791号　④株式会社ＡＬＥＸ　東京都港区赤坂６丁目４番21号　代表取締役　小林健　⑤本社　東京都港区赤坂６丁目４番21号松園ビル２階　⑥平成18年８月24日　⑧平成22年９月22日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区赤坂６丁目４番21号　株式会社ＡＬＥＸ　代表取締役　小林健

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 22 年 10 月 12 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社ワールドイベントツアーズ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3921号　④株式会社ワールドイベントツアーズ　東京都港区浜松町二丁目７番14号　代表取締役　上地博文　⑤本社営業所　東京都港区浜松町二丁目７番14号　⑥平成８年６月24日　⑦平成22年９月10日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社コミーツーリスト　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第358号　④株式会社コミーツーリスト　東京都新宿区西新宿一丁目25番１号　代表取締役　大槻勝敏　⑤本社営業所　東京都千代田区飯田橋二丁目８番３号　⑥昭和51年５月31日　⑦平成22年９月17日　⑧1400万円　⑨7000万円

以上２件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
社団法人日本旅行業協会
会長　金井　　耿